

事例番号:310322

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 35 週 4 日

時刻不明 外回転術目的で搬送元分娩機関を受診

外来で外回転術を実施直後、超音波断層法で胎児心拍数 100 拍/分

14:15 頃 超音波断層法で胎児心拍数 50 拍/分

14:23 入院

4) 分娩経過

妊娠 35 週 4 日

14:30 胎児心拍数 50 拍/分

14:33- 胎児心拍数陣痛図で、頻脈、基線細変動減少、一過性頻脈消失、
軽度遅発一過性徐脈、軽度遷延一過性徐脈を認める

18:59 胎児機能不全疑いで母体搬送され当該分娩機関に入院

妊娠 35 週 5 日

7:18 胎児心拍数波形異常の悪化と判断し帝王切開で児娩出

胎児付属物所見 臍帯巻絡あり(1回)、羊水少量

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:35 週 5 日

- (2) 出生時体重:2000g 台
- (3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.36、BE -1.3mmol/L
- (4) アプガースコア:生後1分1点、生後5分4点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管
- (6) 診断等:重症新生児仮死、低酸素脳症、早産児、低出生体重児
- (7) 頭部画像所見:

生後6日 頭部MRIで大脳基底核・視床の信号異常を認める

6) 診療体制等に関する情報

<搬送元分娩機関>

- (1) 施設区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医2名
看護スタッフ:助産師1名、看護師1名

<当該分娩機関>

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医2名、小児科医2名、麻酔科医1名
看護スタッフ:助産師7名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠35週4日14時33分の少し前に生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血による中枢神経障害であると考えられる。
- (2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性が高い。
- (3) 外回転術が臍帯血流障害に関与した可能性が高い。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関において、外回転術について文書による説明と同意の有無が診療録に記載がなく、「家族からみた経過」にあるように、常位胎盤早期剥離や胎児心拍数波形異常等のリスクの説明を行わず外回転術を施行したとすれば、この対応は一般的ではない。
- (2) 施行前に胎児心拍数モニタリングを行わずに外回転術を施行したことは、一般的ではない。
- (3) 外回転術施行後の高度徐脈に対し急速遂娩を行わず、母体搬送決定まで経過観察したことは一般的ではない。
- (4) 当該分娩機関における入院時の対応(分娩監視装置装着、超音波断層法、心臓スクリーニング検査、帝王切開の同意書取得、子宮収縮抑制薬の投与等)は一般的である。
- (5) 分娩監視装置で連続的に監視を行い、胎児心拍数異常の悪化がみられたため緊急帝王切開としたことは一般的である。
- (6) 帝王切開決定から概ね 80 分で児を娩出したことは一般的である。
- (7) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (8) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。
- (2) 重症新生児仮死のため、NICU 入室としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

- ア. 外回転術を施行するにあたっては、既に検討された事項を含め、「産婦人科診療ガイドライン - 産科編 2017」の解説を参考に実施することが望まれる。
- イ. 「産婦人科診療ガイドライン - 産科編 2017」を再度確認し、胎児心拍数波形のレベル分類に沿った対応と処置を習熟し実施することが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

胎児心拍数陣痛図で、一過性の低酸素・虚血を示唆する所見を呈した後、回復したようにみえる波形を集積し、その発生機序や予後に関する研究をすることが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。